資料４

子ども家庭部子ども政策担当課

子どもの権利の保障に関する施策の実施状況（令和７年度分）に係る検証のまとめ（案）について

杉並区子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）第 11 条においては、区は、子どもの権利の保障に関する施策（以下「施策」という。）の実施状況について検証し、改善を図るとともに、検証に当たっては、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととしています。

このたび、令和７年度の施策の実施状況について、各所管課による評価結果をもとに検証を行い、施策ごとの成果及び課題を整理するとともに、子ども等から寄せられた意見・意向を踏まえ、今後の方向性等を検証のまとめ（案）として取りまとめましたので報告します。

１　検証対象とした施策及び取組

○ 条例第 12 条から第 18 条までに、子どもの権利の保障に関する７つの施策が定められています。今回は、このうち、以下の４施策を検証の対象としました。

○ 取組は、子ども家庭計画に掲載する全ての取組を一律に対象とするのではなく、対象４施策に関係する取組の中から、条例との関連性、子どもへの直接的な影響、各施策の主要な機能や対象の幅を考慮し、下記 11 取組を選定しました。

	施　策	取　組（上段は選定理由）
①	子どもに係る相談体制の整備（条例第 12 条）	広く子どもの相談を受けるものから、個別に相談を取り扱うものを選定しました。
		・子どもの権利相談・救済機関の設置（24P※1） ・区立児童相談所の開設（29P） ・子ども家庭支援センター相談事業の実施（30P）
②	子どもの居場所の確保（条例第 14 条）	地域における子どもの居場所である児童館をはじめ、乳幼児や障害のある子どもを対象とした取組など、対象や機能の異なる取組を選定しました。
		・児童館の整備検討・機能の強化（38P） ・子ども・子育てプラザの運営・機能の充実（51P） ・障害児の放課後の居場所の拡充（72P）
③	子どもの意見表明と参画（条例第 15 条）	子どもの意見を広く聴く取組のほか、社会的養護下にある子どもの意見表明の支援や、参加機会の確保に関する取組を選定しました。
		・子どもの意見表明・参画の推進（24P） ・子どもアドボカシーに関する取組の推進（29P） ・次世代育成基金の活用推進（42P）
④	子どもの権利に関する普及啓発　（条例第 16 条）	子どもの権利に関する理解の促進と、子どもが必要な情報を得て支援や居場所を利用できるよう、普及啓発や情報発信に関する取組を選定しました。
		・子どもの権利に関する普及啓発（24P） ・子どもと居場所をつなぐ情報発信（41P）

※1「杉並区子ども家庭計画」掲載ページ

2　検証の観点

条例第３条に定める４つの基本理念を踏まえ、以下のとおりとしました。

	基本理念	検証の観点（評価のポイント）
①	差別的取扱いを受けることがないようにすること	・すべての子どもが公平に利用（参加）できるようになっているか ・支援を必要とする子どもに配慮や支援が行き届いているか ・対象となる子どもに情報が届き、多様な子どもに配慮した分かりやすい内容となっているか
②	その意見を尊重すること	・子どもの意見が丁寧に聴かれているか ・子どもの意見が事業に活かされているか
③	その最善の利益を考慮すること	・取組によって、子どもにどのような効果が生じたか ・各段階（企画・実施・見直し）で、子どもの立場から見直しが行われているか
④	その健やかな成長が図られること	・取組によって、子どもの心身の健やかな成長につながる変化があったか ・子どもが安心して過ごし、成長できる環境が確保されているか

3　検証の方法

① 11 取組の令和７年度の実施状況について、所管課が検証の観点から自己評価を行いました。

② 所管課の自己評価を基礎として、施策ごとに「主な成果」「区が捉えた課題」を整理するとともに、対象取組及び（仮称）ミライバを通じて把握した子ども等の意見・意向を踏まえた整理を行い、今後の方向性を示しました。

③ 検証のまとめ（案）については、子ども・子育て会議の意見を聴き、その意見を踏まえて必要な修正を行った上で、検証のまとめとして公表します。

4　検証のまとめ（案）

検証のまとめ（案）は、別紙のとおりです。対象４施策ごとに、「主な成果」「区が捉えた課題」「子ども等から寄せられた意見・意向」「子ども等の意見・意向を踏まえた区の整理」及び「今後の方向性」を取りまとめています。

子ども等から寄せられた意見・意向については、対象取組及び「（仮称）ミライバ※2」（子どもワークショップ及びアンケート）を通じて把握した内容を、施策ごとに整理しています。

区は、子どもの年齢、発達段階や置かれている状況に応じた方法で、子どもの意見や意向を丁寧に把握する必要があると認識しており、今後も意見を聴かれにくい状況にある子どもを含め、多様な子どもの声の把握に努めます。

※2「（仮称）ミライバ」とは、子どもの「ミライ（未来）」をよりよくするために、参加者が考え、話し合う「バ（ば）」です。対面形式（ワークショップ）に加えて、Web や郵送等の非対面形式（アンケート）を実施しています。対象者は、区内在住・在学・在勤の小４～高校３年生世代で、「杉並区は、子どもの権利をちゃんと守れている？」をテーマに、令和８年６月から 12 月まで、４つの施策について意見聴取を行っています。

5　今後のスケジュール（予定）

令和８年 11 月　　第２回子ども・子育て会議において意見聴取
　　（仮称）ミライバに子ども・子育て会議意見を共有

令和９年３月頃　　子ども・子育て会議で（仮称）ミライバの意見共有
　　区ホームページにて公表